3　高速取引行為に関する第一項の運用明細書については、第三百三十八条第七項（第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げるところにより」とあるのは、「高速取引行為に関するものであることが判別できるようにし、かつ、次に掲げるところにより」と読み替えるものとする。

（発注伝票）

第百七十一条　［略］

2～4　［略］

5　高速取引行為に関する第一項の発注伝票については、第二項第二号、第四号及び第五号、第三項第五号並びに前項の規定は適用せず、第三百三十八条第六項及び第七項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げるところにより」とあるのは、「高速取引行為に関するものであることが判別できるようにし、かつ、次に掲げるところにより」と読み替えるものとする。

（説明書類の記載事項）

第百七十四条　法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

ニ　法第二十九条の二第一項第三号から第十号までに掲げる事項

ホ　［略］

［二～五　略］

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第百九十九条　金融商品取引業者にあっては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十三　略］

十四　金融商品取引業として高速取引行為に係る業務を開始した場合

十五　第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者を除く。）にあっては、法第六十六条の五十三第六号ロ又は第七号に該当することとなった場合

（登録金融機関が休止等の届出を行う場合）

第二百条　登録金融機関にあっては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十　略］

十一　登録金融機関業務として高速取引行為に係る業務を開始した場合

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条　法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～七　略］

八　第百九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合　次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからヘまでに掲げる事項

［イ・ロ　略］

［項を加える。］

（発注伝票）

第百七十一条　［同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（説明書類の記載事項）

第百七十四条　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　法第二十九条の二第一項第三号から第九号までに掲げる事項

ホ　［同上］

［二～五　同上］

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第百九十九条　［同上］

［一～十三　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

（登録金融機関が休止等の届出を行う場合）

第二百条　［同上］

［一～十　同上］

［号を加える。］

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条　［同上］

［一～七　同上］

八　［同上］

［イ・ロ　同上］